

平成 28 年 1 月 14 日
みどりとみず政策担当部

(仮称) 世田谷区生物多様性地域戦略の骨子案について

(付議の要旨)

(仮称) 世田谷区生物多様性地域戦略の骨子案を取りまとめたので報告する。

1 主旨

区には、国分寺崖線のみどり、歴史ある屋敷林や農地など豊かな自然が残されているが、近年それらのみどりの減少によって、生き物を支える基盤が縮小し、生き物と共にあった世田谷の暮らしが失われつつある。

(仮称) 世田谷区生物多様性地域戦略は、生物多様性の恵みを将来にわたって受けるために、様々な施策を横断的かつ計画的に進めていくものであり、生物多様性基本法に基づき、平成 28 年度末の策定を目途に検討を行っている。

このたび、環境審議会及び環境審議会検討部会の審議等を経て、(仮称) 世田谷区生物多様性地域戦略の骨子案を取りまとめたので報告する。

2 根拠法令

生物多様性基本法<抜粋>

第 13 条「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない。」

3 位置付け（別紙 1）

都市整備方針の分野別整備方針・計画として位置付ける。また、施策・事業の具体的な年次計画等は、生物多様性行動計画を作成して進行管理する。

4 検討体制（別紙 2）

(1) 環境審議会

区長から環境審議会に諮問し、答申を受ける。下部組織として、検討部会を設置し、専門的事項を具体的かつ詳細に検討する。

(2) 庁内意見集約

みどり推進会議（部長会）及び、その下部組織として、(仮称) 生物多様性地域戦略幹事会、(仮称) 生物多様性地域戦略作業部会を設置し検討する。

(3) 区民参加

ワークショップ、生き物調査、区民アンケート等を活用し、区民・事業者・学校・活動団体等の多様な主体が参加できるものとする。

5 経緯

平成27年	6月29日	環境審議会へ諮問
	6月29日	環境審議会検討部会（課題の把握）
	7月20日	区民参加キックオフイベント、生き物調査
	7月24日	環境審議会（課題の把握）
	10月2日	環境審議会検討部会（骨子案の検討）
	11月1日	区民参加ワークショップ（第1回）
	11月4日	環境審議会（骨子案の検討）
	12月20日	区民参加ワークショップ（第2回）

6 骨子案の構成（別紙3）

「（仮称）世田谷区生物多様性地域戦略 骨子案の構成」のとおり。

7 骨子案（別紙4）

「（仮称）世田谷区生物多様性地域戦略 骨子案」のとおり。

8 今後の予定

平成28年	2月上旬	都市整備常任委員会（骨子案報告）
	3～4月	環境審議会、環境審議会検討部会（たたき台の検討）
	4月2日	区民参加ワークショップ（第3回）
	6～7月	環境審議会、環境審議会検討部会（素案の検討）
	8月	区民参加シンポジウム 政策会議（素案の報告）
	9月	都市整備常任委員会（素案の報告） パブリックコメント
	10～11月	環境審議会、環境審議会検討部会（案の検討）
	12月	環境審議会からの答申
平成29年	1月	政策会議（パブリックコメント結果、案の報告）
	2月	都市整備常任委員会（パブリックコメント結果、案の報告）
	3月下旬	（仮称）世田谷区生物多様性地域戦略策定